平成２１年（再ロ）第１９号
大阪府東大阪市三ノ瀬２丁目１番８号
再生債務者　椎原　末博
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月26日まで
４　一般異議申述期間　平成21年11月30日から平成21年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１６号
大阪府羽曳野市恵我之荘６丁目21番１号
再生債務者　福田　隆彦
１　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月26日まで
４　一般異議申述期間　平成21年12月３日から平成21年12月17日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第４号
盛岡市桜台１丁目28番11号
再生債務者　堀江　健司
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月23日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年11月19日まで
平成21年10月29日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（再ロ）第１１１号
大阪市生野区生野西３丁目２番23号
再生債務者　前原　夏樹
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年11月26日まで
平成21年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第２号
宮崎県延岡市松山町68番地１
再生債務者　山本　康文
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年11月26日まで
平成21年10月29日　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（再ロ）第４号
山口市徳地堀1946番地
再生債務者　原田　道生
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年11月27日まで
平成21年10月30日　山口地方裁判所

平成２１年（再ロ）第４号
佐賀県杵島郡白石町大字福富1386番地
再生債務者　川﨑　秀樹
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月25日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年11月27日まで
平成21年10月30日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（再ロ）第１号
鹿児島市玉里団地１丁目60番３号
再生債務者　山下　誓吉
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年９月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年11月27日まで
平成21年10月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再ロ）第２号
鹿児島市郡元町25番10―605号
再生債務者　平　久美子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年11月27日まで
平成21年10月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再ロ）第１６号
京都市南区久世殿城町287番地９
再生債務者　山西　雅洋
１　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成21年11月30日まで
平成21年10月30日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋5263番地
再生債務者　鈴木　英明
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月30日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１号
愛媛県新居浜市若水町２丁目３番1093号
再生債務者　木内　利佳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月30日　松山地方裁判所西条支部

平成２１年（再ロ）第２号
愛媛県新居浜市若水町２丁目３番1093号
再生債務者　木内　克彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月30日　松山地方裁判所西条支部

平成２１年（再ロ）第５号
青森県北津軽郡板柳町大字辻字福岡78番地20
再生債務者　伊藤　達也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月30日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第５２号
大阪府大阪市大正区千島１丁目25番４号
再生債務者　長町　孝寛
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第５３号
大阪府大阪市大正区千島１丁目25番４号
再生債務者　長町　美枝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第３号
鹿児島市伊敷７丁目23番18号
再生債務者　安田　孝治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２１年（再ロ）第３号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字西大畑52番地
再生債務者　花山　雅樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年10月30日
盛岡地方裁判所第２民事部

給与所得者等再生による免責決定

平成２１年（モ）第３００３号
岡山市中区四御神836番地　市営住宅Ｃ507―４
再生債務者　西本　元江
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成21年10月29日
岡山地方裁判所第３民事部